

広島復興都市計画と丹下健三

広島における建築家丹下健三の活動に関する研究 その1

RESEARCH ON THE PLAN OF RECONSTRUCTION HIROSHIMA

—A study on the activities of the architect Kenzo Tange in Hiroshima Part 1—

石丸紀興*, 李明**, 岡河貢***

Norioki ISHIMARU, Ming LI and Mitugu OKAGAWA

The activities of Kenzo Tange and their contribution to the reconstruction of Hiroshima in the period right after the war is studied in this paper. It is well known that lots of discussion about Kenzo Tange can be found so far beginning from the Peace Park of Hiroshima. Most of those discussions about Kenzo Tange were introducing his respective works or analyzing his design from a view point of the context of the history of architecture of Japan or the world. The architectural activities of Kenzo Tange in the period of reconstruction of Hiroshima are studied in this research, and not from view point of Japan or the world, his contribution to proposition of reconstruction plan and design activities is discussed considering the development of the reconstruction in that period.

As the first one of a serial research, more detailed discussion about the land use plan proposed by Kenzo Tange is performed in this paper based on investigation of the literatures. Firstly, the decision process of the reconstruction plan of Hiroshima is studied and some confirmation and complementation about the contribution of Kenzo Tange to this plan are presented. Secondly, as for the discussion about the proposition of Kenzo Tange to the reconstruction plan, his contribution to the Functional Area Principle is studied.

Keywords: Architect, Kenzo Tange, Hiroshima, City planning,

Area system, Achievement

建築家、丹下健三、広島、都市計画、地域制、役割

1. はじめに

本研究は、終戦直後広島における建築家丹下健三の活動とその役割について論じようとするものである。衆知のように、これまで丹下健三については多く論じられている¹⁾。彼に関する論考は、その多くは彼の設計理念と作品を、日本もしくは世界近代建築の史的文脈の視点から彼の代表作の紹介や意匠の分析を行なうものである。ここで、本研究は丹下健三の広島復興期の建築活動を整理して示し、日本あるいは世界側からの視点ではなく、彼を取りまく当時の広島の復興の動向にも目を配りつつ、広島復興における計画提案、設計活動とその果たした役割に検討を加えて行く。

第1稿目の本稿では、諸文献と調査²⁾を通して、丹下健三（以下丹下と略す場合ある）によって提案された土地利用計画³⁾について、やや詳細な検討・考察を実施しようとするものである。

広島の復興過程における丹下健三の活動を考察するのは、被爆都市広島の復興過程を語る上で重要であるだけでなく、広島における建築家丹下健三の都市計画活動の一つの実像を探る上でも重要であると考えられる。なお、広島県史編纂に際して丹下グループによる「広島市土地利用計画説明要旨」⁴⁾の存在が確認されたが、その資料が未だ十分に利用されていないこと、従来の研究によって各種関連資料が収集されてきたが、それら全体的な突き合わせによる検討・考

察がなされていないこと、そして提案された土地利用計画の内容・特徴から今後の計画に対する有効なヒントが見出される可能性もあること、などである。ここで、本稿では、先ず、広島の戦災復興計画の策定経過について整理し、広島市の戦災復興計画と丹下健三の関わりについて若干の確認と補足を行う。次に、丹下健三による復興計画の具体的提案の検討を行う一方、用途地域制に関わる丹下健三案の役割について論じる。

広島の戦災復興過程については、筆者による一連の研究があり、終戦直後の広島における建築家の活動についても拙稿⁵⁾などがある。なお、広島平和公園計画などについても丹下によって多く発表されている⁶⁾。本稿はこれらにも多くを負っている。

2. 広島の戦災復興計画の策定経過

昭和20年8月6日、広島市に原子爆弾が投下され、その瞬間から被害の著しい戦災都市と化したのである。爆心地から1~2kmの区域までがほぼ全壊全焼、2~3kmの区域がほぼ半壊半焼といわれ、それ以遠でも小破、中破、部分焼に及んでいる。また耐火建築にあっても爆心地付近では相当な被害を受けたのである。熱、爆風、放射能、及び火災等による深刻な戦災であった⁷⁾。同時に人的な被害が大きく、しかもこれは長期的に市民を苦しめた点で、特異な戦

* 広島大学大学院工学研究科 教授・工博

** 広島国際大学建築創造学科 助手・工博

*** 広島大学大学院工学研究科 助教授・工修

Prof., Graduate School of Engineering, Hiroshima University, Dr. Eng.

Research Assoc., Department of Integrated Architecture, Hiroshima International University, Dr. Eng.

Assoc. Prof., Graduate School of Engineering, Hiroshima University, M. Eng.

災都市となったのである。

このような広島市に対して戦災復興のための復興計画が策定されるが、その経過は表1に示すようであり、その概略は以下の通りであった。

【表1】広島市戦災復興計画関連年表

昭和20年8月6日	原子爆弾投下される。
8月15日	(国) 終戦の詔書。
8月17日	県庁を安芸郡府中町東洋工業に移す。
8月23日	毎日新聞、米国の「広島、長崎、70年間生物不毛説」を伝える(24日、原爆都市広島75年間不毛説が新聞に掲載される)。
9月2日	広島県、原子爆弾の記念施設を爆心地に計画(中国新聞)。
10月12日	(国)全国都市計画主任官会議を内務省で開催。
11月5日	(国) 戦災復興院を設立。
12月30日	(国)戦災復興計画基本方針の閣議決定。
昭和21年1月8日	広島市復興局を創立。
1月14日	(国)関係都道府県主官課長及び5大都市関係課長を戦災復興院に招集。
1月19日	戦災復興院の会議から帰った竹重県都市計画課長が復興計画の基本方針を述べる。
2月22日	楠瀬県知事「広島市復興座談会」を開催し、約20人から意見を聞く。
2月25日	(国)地方長官会議を戦災復興院で招集、小林一三総裁、土地区画整理事業と清掃事業の実施を通告。広島市復興審議会、第1回会合開く。
3月9日	都会地転入緊急措置令発布、広島市への転入抑制される。
4月	この頃、市復興審議会で決定された道路計画と県案と対立。
5月9日	戦災復興院で県市の道路計画案を折衝して決定。
5月17日	広島市復興顧問、ハービー・サテン少佐、ジョン・D・モントゴメリー中尉着任。
7月19日	広島市復興局、区画整理、道路、緑地、墓地等の適用面積を決定。
9月11日	(国)特別都市計画法の発布。
10月4日	広島復興都市計画街路、同土地区画整理決定を戦災復興院告示第198号、第199号をもって告示。
11月1日	広島復興都市計画公園決定を戦災復興院告示第237号をもって告示。
11月11日	復興院嘱託丹下健三ら広島入り。復興局で土地利用計画懇談会を開く。
昭和22年1月21日	広島市復興局東部復興事務所を基町に開設。
2月	丹下土地利用計画案を復興局に具申(中国新聞2月5日付)。
4月10日	広島市第1回換地計画発表。
9月4日	西部復興土地区画整理事業設計認可。
9月10日	東部復興土地区画整理事業設計の県知事認可。
12月6日	(国)戦災復興院廃止。建設院設置。
昭和23年3月17日	第22回広島復興審議会が開催され、この日をもって解散を決定、地域制を諮問。
3月	市会に旧軍用地払い下げ促進委員会が発足。
5月	この頃、広島市土木課で爆心地の平和記念公園の設計公募を検討。
7月10日	(国)建設院廃止。建設省設置法公布。
12月18日	(国)経済安定9原則決定。戦災復興都市計画の再検討迫られる。
昭和24年1月	市議会議長任都栗らGHQに対して広島復興へ特別の政策の配慮を要請。
3月	広島平和記念都市建設法案と基礎的都市計画事業の5ヶ年計画がほぼ固まる。
5月25日	既定の広島都市計画地域を廃止の上広島特別都市計画地域として用地地域の告示。
6月24日	(国)戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針を閣議決定。
8月6日	広島平和記念都市建設法公布施行。
9月28日	(国)戦災復興対策協議会答申、85都市、8500万坪に縮小。
10月3日	平和文化都市建設協議会第1回協議会を参議院会議室で開催(中国新聞10月4日付)。
昭和25年2月	広島平和都市建設構想案、市長室でまとめる。
昭和26年8月6日	広島平和都市建設専門委員会「広島平和都市建設計画についての意見書」を発表。
昭和27年3月31日	広島平和記念都市建設計画(街路計画、公園計画、土地区画整理)の決定。21年の復興都市計画から名称を変更、内容も一部変更。

注:表1は『広島県史近代復興編(広島県発行1975年)』を中心に当時の新聞記事などを参照した。

- 終戦後、広島県都市計画課で課長の竹重貞蔵を中心に計画策定が進められた。被爆によって多くの県職員を失っていたが、昭和21年、22年とだんだん陣容も整えられた。

- 県都市計画課に復興計画策定を指示したのは、内務省(国土局計画課)であった。昭和20年9月頃既に、非公式に復興計画基本方針に近い内容が提示された。昭和20年11月5日には戦災復興院が設置され、戦災復興の計画と事業はその主管となった。同年12月30日に「戦災復興計画基本方針」が閣議決定され、本格的に全国の復興計画の策定が進行した。
- 広島市役所も原爆によって多くの職員を失い、もともと都市計画に関わる組織も充分でなかったため、直ち計画策定に着手することができなかった。市議会に戦災復興委員会が設置されたのが昭和20年11月13日であり、復興計画を策定する組織として市復興局に開設されたのが昭和21年1月8日、初代復興局長長島敏が着任したのは1月21日であった。
- 広島市復興局は、広島市復興審議会を組織し、昭和21年2月25日を第1回として23年3月まで22回開催した。委員は各界代表者、学識経験者、地区代表者ら26名で、特に昭和21年中に度々開かれて、活発な議論が交された。
- 復興審議会にかけられた計画案はいくつかあったが、県都市計画課でまとめたものを基に市復興局で修正したものが原案となり、それをさらに審議会が修正して決定された。それは元の県案とはかなり異なるものであったため、県市の合意が成立せず、戦災復興院を交えて折衝され、調整された。
- 手続的には、さらに「都市計画広島地方委員会」(第39回と第40回)の議決を経て、戦災復興院の告示により昭和21年10月に街路と区画整理区域の、同年11月に公園の、それぞれ計画決定がなされた。
- 土地利用や施設配置等については、その後もしばらく復興審議会でも議論が交され、特に復興院嘱託⁸⁾として広島市復興計画に関わった丹下健三らのグループがマスタープランとしての案を提起し、議論の素材を提供した。
- 昭和23、24年になると、広島市の復興に特別の援助を振り向けるべきであるとする考えが強まり、ついに「広島平和記念都市建設法」となって結実した。この法により、広島市復興計画の事業化に大きな効果がもたらされた。
- 昭和24年6月に「戦災復興計画の再検討に関する基本方針」が閣議決定され、全国的に戦災都市の復興計画の縮小が行われた。広島市の場合も一部区画整理区域が除外され、街路網、公園配置でも変更が加えられたが、大規模な縮小までには至らず、以後長期にわたる計画の実施が続いた。

3. 広島市の戦災復興計画と丹下健三の関わり

前節で述べたように、広島市の戦災復興計画は、戦後直後からまず広島県都市計画課で着手され、その後広島市においても昭和21年1月に復興局を設置し、長島敏局長を迎えて本格的に取り組み、また市長の諮問機関として広島市復興審議会を組織し、昭和21年2月25日を第1回として、復興計画に関わる諸問題を鋭意審議し、3月から6月にかけて街路計画、公園緑地計画策をまとめたのである。

そのような状況のもとに、戦災復興院から嘱託制度による計画者が派遣されたということになる。その嘱託が、東京大学丹下健三助教授と早稲田大学専門部工科武基雄教授(以下武と略す場合ある)の

二人で、丹下も武も広島市と呉市の土地利用計画策定について研究室をあげて取り組み、そのためグループで広島市を訪れたのである。そして最終的に「広島市土地利用計画説明要旨」が発表されたということになるが、説明要旨がいつ公表されたか、確たる記述がなく、また丹下健三、武基雄ともに明確に記憶されていない。

土地利用計画策定に関連した新聞記事や議事録を整理すると、表2のようになる。最も詳細に報じられた昭和22年2月5日付中国新聞の内容が最終的な形に近いと判断されるので、説明要旨は、恐らく同年1月10日の第19回復興審議会で配布され、説明されたものであろう。もしそうでないならば、その後追ってまとめられたかいずれかであろう。

そして、土地利用計画策定作業は、昭和21年11月13日付中国新聞で、既に11月11日より進められていることが明らかであるが、11月21日付中国新聞では「一ヶ月の予定で」丹下助教授らが作業中とあり、12月10日付中国新聞では丹下助教授らが「6日開かれた広島復興審議会での明日の広島の性格について発表した。」となっていることから、少なくとも11月11日から12月10日の間は広島に滞在して調査・計画が進められたことになる。この間、11月18日には呉市に出かけて行って検討会を行うなどしているのである。

問題は、これより以前にも広島に派遣されて土地利用策定作業を進めていたかどうかである。「復興情報昭和21年8月号」にも記述がなかったことから、春から7月まではその動きがなかったといえよう。丹下は新建築昭和29年1月号で、「私たちは、終戦の翌年以来、広島都市計画に参画する機会を得た。私たち7名は、爆心地に近い現場小屋を根城にして1ヶ月余りを、まだ血なまぐさい現地で、調査や計画の作業をしたのである。」と述べていて⁹⁾、「血なまぐさい」という語感からは昭和21年の早い時期を意味しているようであり、他方「1946年私たちが現地に赴いた時は既に道路計画・緑地計画の大綱は決定された後であった。」という記述からは、昭和21年の夏以降ということになる。ちなみに、都市計画広島地方委員会、都市計画街路を決定したのが昭和21年9月16日の第39回委員会であり、都市計画公園を決定したのが同年10月19日の第40回委員会であった。もちろんそれ以前に大綱は決定していたのであり、広島市復興審議会では、昭和21年5月8日に開催されたその第10回において幹線街路網の決定、また昭和21年6月20日の第15回において公園・緑地・墓苑の決定となっていた。

丹下の記憶と広島の計画状況とを重ねあわせてみると、11月以前に広島市を訪れている可能性はあり、それは恐らく夏休みであろうが、その時は嘱託という身分でなく自主的な調査、研究と推測される¹⁰⁾。なお、丹下の記述にある「私たち7名」は、丹下健三、武基雄、浅田孝、大谷幸夫、石川允、大林新、安田臣であった。この内、前5者が広島市を分担し、丹下、武と後2者が呉市を担当した。いわば、丹下グループが主に広島市を、武グループが主に呉市を担当し、丹下は広島高校の出身ということもあって広島市の計画のリーダー役を務め、武は先に長崎市と佐世保市に嘱託として派遣されていて、造船所・軍港都市の計画の経験から呉市の計画のリーダー役を務め、丹下と武はそれぞれ協力する関係をとった。この内、石川と安田は、戦災復興院から派遣された職員であった。

丹下は「1946年私たちが現地に赴いたときにはすでに道路計画、緑地計画の大綱は決定された後であった。これが、私たちの土

地利用計画と相容れない点を幾つか残して、相当の論議を重ねる結果となった。」と後になって述べているように、復興計画にあたり相当の議論が行われた。

当時復興計画の議論を著しく活発化させたのは「広島市復興審議会」である。26名の各界代表者、学識経験者、地区代表者によって組織された復興審議会は、21年2月25日を第1回として23年3月まで22回開催され、復興計画の多方面にわたる内容を検討している。時に松村光磨（元広島県知事、元戦災復興院次長）らの顧問を迎えたり、東京都都市計画局の石川栄耀、戦災復興院の嘱託で来広していた丹下健三や武基雄らの出席を得て意見を聞いたりなどしている。審議会の結果は地元新聞を通じて報道され、市民に対して復興における議論の情報を提供している。

復興審議会では当初2案あったとされている。これらは県案と市案であったが、市案は昭和21年1月段階の寺崎案が修正されて長島案（長島は当時広島市復興局長であった）としてまとめられていたと思われる。昭和21年2月27日付中国新聞で「市の人口35万を目標に、緑地40万坪、墓地15万坪を3ヶ所整理し、比治山公園から己斐に幅百米の防火用直線道路を作り、爆心地には公園、記念施設を設け、各河川の左岸は散歩道路とし・・・」と報道されている。これらの案に加えて渡辺案¹¹⁾が出され、21年の終わり頃には丹下案も提出されたのである。しかし審議会では既に21年3月27日にはほぼ成案をまとめて市長に中間報告をし、5月頃には街路計画、6月には公園計画の実質的な決定を見ており、それが審議過程での丹下案と相容れない点を幾つか残して、相当の論議を重ねる結果となった。

【表2】 広島市土地利用計画に関連した記録

年月日付の記録	見出し等
昭和21年11月13日付中国新聞	「土地利用計画懇談会」の見出しで報じられる。
昭和21年11月21日付中国新聞	「工場と緑地都市、呉市の復興計画を練る」の見出しで呉の土地利用計画について報じられる。
昭和21年12月10日付中国新聞	「明日の広島新構想」の見出しで報じられる。
昭和22年1月10日付第19回復興審議会議事録	丹下案と称される土地利用計画の説明・審議会議事録
昭和22年1月19日付第20回復興審議会議事録	丹下案の審議（丹下・武欠席）、結論出ず。
昭和22年2月5日付中国新聞	「商業地域今のまま、広島再建に復興院案」の見出しで報じられる。
昭和22年3月6日付第21回復興審議会議事録	丹下案の審議（丹下・武欠席）、選択決定。
昭和22年3月8日付中国新聞	「市役所は現在地、広島都計の大綱決まる」の見出しで長島案、丹下案の対比、選択決定報じられる。
昭和22年9月号建築雑誌	丹下健三、武基雄、浅田孝、石川允、大林新、大谷幸夫6人連名で「広島市復興都市計画の基礎問題」発表。

4. 丹下健三による復興計画の具体的提案の検討

前節で述べたように、丹下は昭和21年に、戦災復興院の嘱託として、早稲田大学の武基雄とともに、広島の復興計画に関わった。この作業の結果は、「広島市土地利用計画説明要旨」（以下説明要旨と称する場合ある）として発表されたのである。ここで、その説明要旨に基づいて丹下らの提案もしくは構想の実現可否状況について検討する。

まず、説明要旨は「I. 土地利用計画の概要」として土地利用計画の内の具体的な提案をしているのでそれをその後の現実の土地利用と対比して表3に整理してみよう。これによると、立地を中心と

した各種提案ないしは予想は、工業地域においてその広がりや性格分類がなされているが、住居地域や無指定地域については具体的な説明が省かれている。これらを全体的に見ると、過去からの土地利用を踏まえつつ、新たな誘導的な展開も見せるといった手法を採っており、誘導的な展開においては当時の時代的制約を受けつつも相当に意欲的な提案・構想となっている。例えば、打越三篠地域では伝統的工業を継承するとしているが、宇品糧秣支廠跡では新たな食品加工工業が立地するとしているなど、土地利用計画に対する一定の見識を展開している。ただし、この中で化学工業の構想が大きな比重を占めているが、その構想は必ずしも的確ではなかったといえる。

盛り場を意味する観興街、遊興街（観光街は誤字と思われる）は、いくつかの地区で予測されていたが、百メートル道路（後の平和大通り）や中島公園（後の平和記念公園）などの立地、建設により、盛り場構造に相当な影響が及び、予測通りにはならない部分が生じた。とはいえ商業地域全体ではかなりの部分での実現が認められる。

【表3】 具体的提案と施行案と野比較

土地利用の具体的提案・予測		提案の実現合否状況と単価評価
工業地域		全体的にはほぼ提案・予測通り
(1)南観音立地	造船工業地域	造船工場そのものではないが三菱重工立地
(2)狭瀬川流域	機械器具工場及び化学工場及び下請け中小工場	化学工場は立地しなかったが機械器具工場は立地
(3)宇品糧秣支廠跡地	食品加工工業	缶詰工場等が立地
(4)宇品東洋レーヨン跡地	化学工業	東洋工業が立地
(5)観音町一帯の天満川流域	製材及び木製品工業	製材、木工は若干、印刷、鉄工等雑多
(6)打越三篠地域	伝統的中小工場地域	針工場やゴム工場等が継承される
商業地域		全体的にはほぼ提案・予測通り
(1) 中央商業地域		中央商業地域といえる地域が形成された
八丁堀付近の観興街		中央商店街形成
元安橋一八丁堀の中央商店街		観興街形成
下柳町、平野町の遊興地区		戦後遊興地区復活するが、その後継帯意味
堺町の観興街（観興街）		観興街的には不成立
横川駅方面		十日市から少し伸びる
元西遊廊及び旧田原村付近の遊興街		遊興街的には不成立。百米道路による分析
鷹野橋一明台橋に至る商店街		鷹野橋商店街は形成される
紙屋町一鷹野橋に至る金融経済及び諸商工会社街		銀行街、オフィスビル街は形成される
公館地区		公館地区は提案の場所を変えて形成される
(2)周辺商業地域		周辺商業地域は形成される
広島駅付近、横川駅付近、己斐駅付近		駅付近はいずれも商業地域化
御幸橋付近、南観音町、宇品港、東雲町、向洋駅、草洋		宇品港、向洋駅付近は商業地域化、他は大きな集積とならず
住居地域(具体的な説明なし)		
無指定地域(具体的な説明なし)		

注：表3は「広島市土地利用計画説明要旨」に「I. 土地利用計画の概要」として土地利用計画の内の具体的な提案をしているのでそれをその後の現実の土地利用と対比して筆者が作成した。

次に、説明要旨の後半では、「II. 土地利用計画上特に既定計画又は既定方針に対して修正を要する諸事項及び特に計画に留意する諸事項」とする記述があり、その中のAは「序」となっており、その中で「計画が遅拙」とか「実施に当って実状に適應しないこと」「現実的計画に重点が注がれ将来の理想計画に乏しいこと」「計画が道路緑地的の個別的考察に止まり土地利用等の全般的考察に不十分であること」等を指摘し、手厳しい内容になっていた。B以降は具体的項目であり、Bは「公館特別地区」、Cは「道路計画に対する若干の修正」、Dは「航空港」、Eは「宇品海岸公園」の項目で、最後に「建設審議会」の提案がなされており、それらの内容の要約を表4に示す。通常丹下案と称されるのがこのB～Eの4項目である。なお、「新建築昭和29年1月号」において丹下は広島復興計画について、道路系統、緑地系統、地域地区の3点を取り上げ説明している。その内容の要約を表5に示す。以下表4と表5により、丹下の提案とその

実現合否状況について検討してみよう。

【表4】 特に既定計画・既定方針に修正を要求した事項

項目	内容	その扱いと採否
(B)公館特別地区に対する提案	公館特別地区設定の意義を述べ、位置決定の方針を展開した後、「現市庁舎の位置が、人口分布上偏り偏し過ぎていること、百米道路の将来の都市交通の重要路線になるべきであること、緑道として市民に親しまれるものであること、中島公園の市民に親しまれる公園であり爆心地として象徴的意味を持つべきものであること」から、百米道路の中島公園側に市庁舎、公会堂、その南側に県庁を配するという提案を行っている。その他紙屋町一野橋線沿いとその西側に市民と直接関係する諸公館やその他の諸公館を配するという提案。	第19回復興協議会で説明された模様、詳細不明。第21回復興協議会で、市庁舎は現在地で決定、実質的に丹下案を否決
(C)道路計画に対する若干の修正と提案	「広島駅一鷹野橋を結ぶ斜路を廃して、広島駅一紙屋町一鷹野橋の新しい斜路の道路を、いくつかの理由をあげて提案している。斜路としての利便も指摘している。さらに「御幸通りを臨時道路としてそれを埋立地よりの西側に移すこと」を提案している。	第19回復興協議会で説明された模様、詳細不明。第21回復興協議会で、斜路道路を長島線で決定、宇品線（御幸通り）も長島線に決定、丹下案は否決
(D)航空港の提案	都心近くに航空港を建設する必要を説き、吉島案には問題点が多いので、南観音、造船伊藤地を提案している。	第19回復興協議会で説明された模様、詳細不明。第20回、第21回復興協議会で丹下案賛成が多かったが決議ならず、5人の委員に検討を委嘱、実質的には丹下案に決定、実現
(E)宇品海岸公園の提案	宇品港を「軍事的性格から南港として、観光港として発展させるべきこと」を説き、「宇品西側海浜は商業港として開発し、そこを大規模な海岸公園とすべきこと」を提案している。	第19回復興協議会で説明された模様、詳細不明。第20回、第21回復興協議会でも審議されたが採否なし、採用されない
建設審議会	「建築計画における地方長官の審判機関として建設審議会（仮称）を設けること」を提案している。都市の主要建築物に対してその位置配置あるいは意匠院等の指導権限等を審議する機関である。	審議されたが採否なし、採用されない

注：表4は「広島市土地利用計画説明要旨」（脚注4）を参照して筆者が作成した。

【表5】 雑誌に見る広島復興計画に関する丹下の説明

項目	説明内容
道路系統について	道路系統に関しては、「特に広島駅から西南に向って斜行する道路を含む可成錯綜した系統に対して私たちは、斜行する道路を否定して、整然たる道路系統を主張し、その議論は翌年に及んだが、すでに決定を見ていた原案を変更することができなかった。幅100mの道路については、防災の点から既に決定されていたものであったが、多少の議論の余地を残していた。私たちはそれを緑道として考え、賛意を表した。この道路の建設は多くの犠牲をかけて強行されてきたが、現在の空襲たる様相を見る人々から、批判を受けている。しかしここがよく設計された植樹が施された際には、広島は東西を結ぶすぐれたリクリエーション施設となることは疑われない」と述べている。
緑地系統について	緑地系統については、「私たちが原案に加えて、すでに使用価値のなくなった宇品西側の港に沿う埋立地一戦前戦中の東側軍用にあてられ一般の使用は不可能であったが、現在はそこが有効に使用されるために一臨海公園として解放し、海に臨みながら海を失っている広島に再び海を興えたいと主張してきたのであるが、案としては否定されなかったが、次第にその固有地は切売されて、その実現が不可能となったことは残念である。なお、既に決定されていた中島公園一現在の平和会館敷地とその北に連なる中央公園一広島城西地区の元連兵場の性格については議論を交し、また議論を残したのである。私たちは1946年～47年の時期に、ここには市民の中心的機能であり、また象徴である市庁舎と市民のコミュニティ・センター—それは公会堂、図書館、さらに原爆資料室からなっている。—を施設することを提案した。しかし元市庁舎がそのまま修理され使用されることが決定的となり、この案は実現しなかった。」と述べている。
地域地区について	地域地区の計画については、「私たちの計画が殆どそのまま実施され、また現在の市街地の発展もほぼそれに従った展開を示しているように思われる。戦前の地域地区に比べて、可成り躍進したものであって、商業地域にあっては中央部分の集約化を意図するとともに、周辺については生活圏に則した分散が計画的に行われた。工業については、予測される工業業種に対する立地的立場と、具に付なせる工業地帯への指向とを考慮されたものであった。会館地区については、広島城の南東部に集約するべきものであったが、各出先官庁がそれぞれの身勝手な立場と勢力によって元軍用地の拂下の交渉を行ったために、充分な計画の効果を期待できなくなったことは残念であった。」と述べる。

注：表5は丹下健三「広島計画（1946～1953）——とくにその平和会館の建設経緯——」新建築昭和29年1月号を参照して作成した。

1) 「B公館特別地区に対する提案」は、中島公園側に市庁舎、公会堂、その南側に県庁を配すること、その他紙屋町一野橋線沿いと

その西側に市民と直接関係深い諸公館やその他の諸公館を配するという提案であった。この提案について丹下は「私たちは1946年～47年の時期に、ここには市民の中心的機能であり、また象徴である市庁舎と市民のコミュニティ・センター—それは公会堂、図書館、さらに原爆資料室からなっている。—を施設することを提案した。」とその理由について語っている¹²⁾。この案は第19回復興審議会で説明された模様であるが、第21回復興審議会で、市庁舎は現在地で決定され、実質的に丹下案は否決されたのである。2)「C道路計画に対する若干の修正と提案」では、広島駅—鷹野橋を結ぶ斜路の問題を指摘している。さらに御幸通りを臨海道路としてそれを埋立地よりの西側に移すことを提案している。丹下は「道路系統に関しては、特に広島駅から西南に向って斜行する道路を含む可成錯綜した系統に対して私たちは、斜行する道路を否定して、整然たる道路系統を主張し、その議論は翌年に及んだが、すでに決定を見ていた原案を変更することができなかった。」と後になって述べている¹³⁾ように、斜行する道路を否定して、整然たる道路系統を主張したが、第19回復興審議会で説明されたものの、第21回復興審議会で長島案である斜線道路を決定し、丹下案は否決されたのである。3)「D航空港の提案」では、都心近くに航空港を建設する必要を説き、南観音、造船所敷地西側を提案している。この案は第19回復興審議会で説明され、第20回、第21回復興審議会で多数が丹下案を賛成したが決審にならず、結果的には5人の委員によって検討され、丹下案が採用されたのである。4)「E海岸公園の提案」では、宇品港を軍港的性格から南港として、観光港として発展させるべきことを説き、宇品西側新築港は商業港としては廃棄し、そこを大規模な海岸公園とすべきことを提案している。その案について丹下は「緑地系統については、私たちが原案に加えて、すでに使用価値のなくなった宇品西側の港に沿う埋立地—戦時戦前の東側軍用にあてられ一般の使用は不可能であったが、現在はそこが有効に使用されるために—を臨海公園として解放し、海に臨みながら海を失っている広島に再び海を興えたいと主張してきた。」と後になって述べている¹⁴⁾ように、広島を軍都としての性格から開放して軍港から市民に親しむ臨海公園を建設しようとのユニークな提案であった。この案は第19回復興審議会で説明されたが、第20回、21回の審議会で審議された形跡がなく、丹下も述べているように案としては否定されなかったが、次第にその保有地は切売されて、その実現が不可能となったのであろう。

以上のように、主に公館特別地区、道路計画に対する若干の修正、航空港や海岸公園あるいは臨海公園の提案であったが、結果的に採用され実現したのは唯一空港の位置のみであった。空港の位置の提案については、吉島案に比して反論の余地がなく技術的な面から採用されたのであろう。また丹下は「建築計画における地方長官の諮問機関として建設審議会(仮称)—都市の主要建築物に対してその位置配置あるいは意匠形態等の指導統制等を審議する機関である。—を設ける」ことを提案しているが、審議された形跡もなく、採用されなかったのである。なお、丹下は「新建築昭和29年1月号」において「モデル・ケースとして提案された一団地の住宅地計画が加えられているが、おそらく実現を見ないであろう。」と述べているが、その記録は今のところ見当たらない。

昭和22年3月8日付の中国新聞は丹下案と長島案を対比的に報じ

ているので、それを表6にまとめてみよう。ここで採用されなかったことはもとより、海岸公園や建設審議会については審議された形跡のないものもあり、このような形での提案が当時の広島での計画状況と噛み合わなかったのであろう。あるいは、「A」の序で挑戦的ともいえる筆致で計画のあり方を述べたことが、災いしたのかもしれない。それにしても皮肉なのは、丹下案では公館特別地区として市庁舎を後の平和記念公園の中に配置しており、それが採用されなかったことが、後の平和記念公園の設計競技につながったことである。

【表6】 昭和22年3月8日付中国新聞による長島案と丹下案

項目	長島案	丹下案
斜道路	広島駅—鷹野橋を結ぶ斜道路(採用)	広島駅—紙屋町を結ぶ斜線(不採用)
官公庁街(公館地区)	市庁舎を中心にその附近に諸庁舎を配す(採用)	中島本町の百米道路北側、南側、紙屋町—鷹野橋(不採用)
空港	吉島地区(不採用)	南観音(条件付採用)

5. 用途地域制に関わる丹下健三案の検討

土地利用計画と称されるものも、主要な施設配置や地区の性格分類といった具体的な提案と、地域制の制度に基づく提案とに二分される。以下後者の側面についても提案されたものを丹下案として考察しよう。

すでに前節において、用途地域として、工業地域、商業地域、住居地域、無指定地域という4分類で提案されていることを述べたが、これは従来の法定計画の枠組みにおさまるものであり、無理な提案ではなかった。ただし、説明要旨には特別用途地区として公館特別地区、港湾特別地区、文教特別地区の3分類で提案されており、これは必ずしも制度に馴染むものとなっていなかった。もっとも、そのような法制度に規定されない分類での提案は、他の囑託によっても多くその事例を見出すことができ、丹下や武が特別先走っていたわけではない。むしろ、広島においては、この特別用途地区によって地域制の枠をはずれた特別の施設の配置計画を展開しようとしたのであれば、その意図はある程度果たしており、4分類のままで提案された地域制は、現実的な提案のしかたであったといえる。

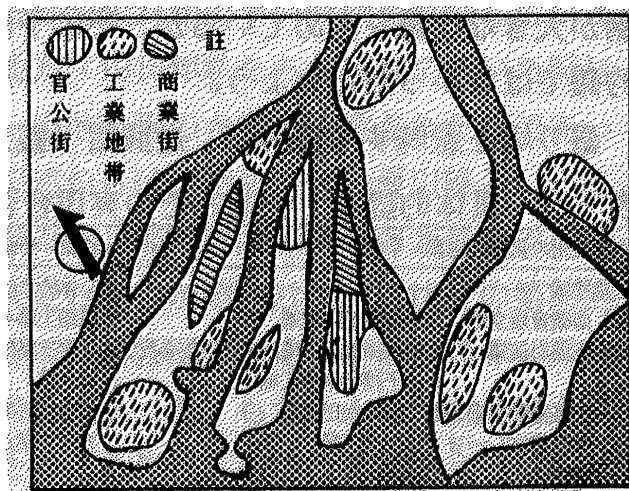


図1 丹下案と呼ばれるカット(昭和22年2月5日付中国新聞より)

地域性に関連した図については、説明要旨に添付されていたはずの図面はその所在が確認されていない。その大まかな内容は、先ず昭和22年2月5日付中国新聞に「カットは丹下案」として掲げられた図がある(図1)。この図は不正確というより地形の表現が間違っ

ていて、十分に内容を把握し得ないが、中島地区ともう一カ所に公館街を提案していることが明らかであろう。しかし地域制図としてはその役割を果し得ないのである。次いで「国際建築昭和 25 年 10 月号」に掲載された“Original Land Use Planning & Survey”とされる図 (A 図と呼ぶことにする) と、「新建築昭和 29 年 1 月号」掲載の広島都市計画図 (B 図と呼ぶことにする) の 2 種類がある。これらが後の丹下の著作の中で度々引用されているのである。

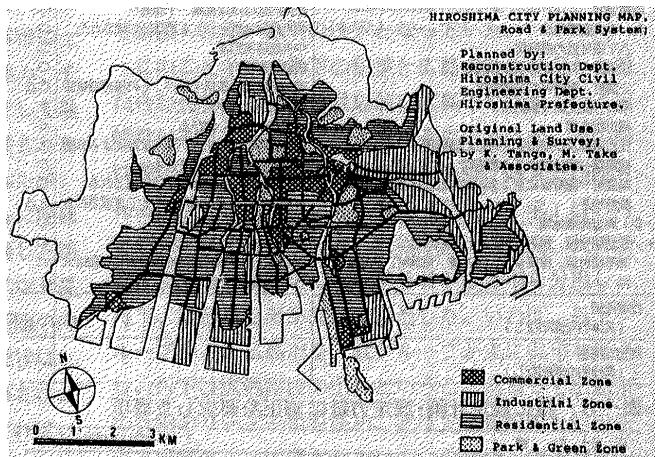


図 2 Original Land Use Planning & Survey

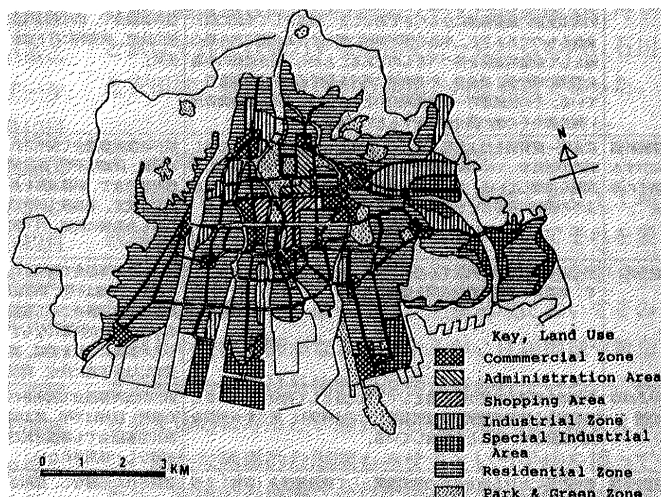


図 3 広島都市計画図

A 図をトレースしたのが図 2 であるが、地域制としては商業地域、工業地域、住居地域の 3 分類でしか描かれておらず、すなわち無指定地域を含まず、説明要旨との整合性がなく、当初報告のものを後に修正した可能性が強い。またベースの地図には、広島駅―鷹野橋の斜道路が記入されており、丹下案で主張された広島駅―紙屋町の斜線は取り下げられている。ただし丹下案のもう一つの提案である宇品海岸公園と宇品の御幸通りに代わる西側道路ははっきりと書き込まれており、丹下案の主張の貫かれている部分とが併合している。

B 図は凡例や部分的な説明が英語でなされており¹⁵⁾、それと同一分類で後に掲載されたもので例えば「現実と創造」(美術出版社 昭和 41 年) があり、それをトレースしたのが図 3 である。「新建築」に掲載された時には、注釈として「道路及び緑地計画は主として広島市建設局及び広島県都市計画課によるものであるが、私たちの提案が加えられている。地域地区に関しては主として私たちの案で、目下施行されているものと殆ど変わらない。尚モデル・ケースとして

提案された一団地の住宅地計画が加えられているが、恐らく実現を見ないであろう。」の一文が加えられていた。土地利用の凡例全体では 7 分類、地域制としては 6 分類となっており、商業地域の他に公館特別地区 (行政中心地とも訳される) と店舗地区 (商業中心地)、工業地域の他に特別工業地域を加えている。ただし説明要旨の特別用途地区の公館特別地区、港湾特別地区、文教地区は描かれておらず、基本的には A 図の土地利用計画と変わらないといえる。このように、いずれも当初の計画図とはいえないが、基本的な内容は貫かれているとして、行政側の決定した用途地域制とどのような関連を有するかについて考察してみよう。その前に広島市における用途地域指定の流れを整理しておく、最初の地域指定は昭和 2 年 3 月 31 日における第 3 回都市計画委員会で審議され、原案修正して 4 月 4 日に決定されるという異例の出発であったが、その後、昭和 7 年 3 月 11 日の第 9 回委員会で第 1 次修正され、次いで 11 年 11 月 9 日、14 年 7 月 13 日、15 年 3 月 14 日、17 年 8 月 21 日と 5 度にわたって修正された。戦時末期には市街地建築物法の戦時特例によって、防空に関わる規定以外の効力を前端的に停止され、用途地域制の効力が復活するのは昭和 21 年 3 月で、広島市では終戦前の地域制のまましばらく適用され、昭和 24 年 3 月 25 日の第 43 回委員会でようやく改定審議され、同年 4 月 25 日に告示決定された。この間に先の嘱託制度による丹下らの提案がなされたのである。

そこで終戦前の最も新しいものとして確認される昭和 15 年 4 月 2 日告示の図 4 と、戦後最初に用途地域指定された図 5 より、丹下案との関連について考察してみよう。

まず、終戦前の地域制と丹下案とを比較すれば、未指定地や路線式商業地域が姿を消して、その面での大きな変更となっている他、宇品港の軍港からの解放による宇品地区周辺の大規模な塗り変え、東雲、三篠、中広、南観音等既存工業地域での工業地域縮小、住居地域化、南観音地区や江波地区における新たな埋立地での工業地域化、などの傾向を読み取ることができる。軍都として成立しなくなった広島に対する軌道修正が地域制の面から進められたといえよう。

次に、丹下案と戦後初の地域制と比較すれば、結論的にいって、丹下案は昭和 24 年決定の「広島特別都市計画地域」に極めてよく類似しているのである。丹下案に従って地域指定を実施したといっよいほどの、影響の与え方である。地域制の分類の面からいえば、広島駅周辺や宇品地区、旭町附近の商業地域が縮小されたり、拡大されたり、新たに付加されたりした程度である。とはいえ、大きく異なる内容もある。それは丹下案として具体的に提案された部分である。図 2 においても、図 3 においても、宇品海岸公園を大きく公園緑地で塗り分けているのである。もちろんこれは用途地域の分類ではないので、図 5 と直ちに矛盾しているとはいえないが、実質的な意味において公園とする方針は存在しなかったのであるから、この面における丹下案からの影響は及ばなかったといえよう。もう一つの問題は、公館特別地区のことであるが、当初の説明要旨は中島公園附近に市庁舎、県庁を集める考えであったが、図 3 では基町地区に変更されている。その理由は明らかでないが、新建築の雑誌原稿の時点で、すなわち昭和 28 年の後半における判断で、修正が加えられたのであろう。

いずれにせよ、丹下が「新建築 1954 年 1 月号」で「地域地区に関しては主として私たちの案で、目下施行されているものと殆ど変ら

ない。」と語っているのは、強ち誇張ではあるまい。囑託として広島市に派遣された時と、昭和24年の地域指定の時とは、様々な状況の変化があった。地域制に関わる丹下案が比較的スムーズに受け入れられるところとなったのである。

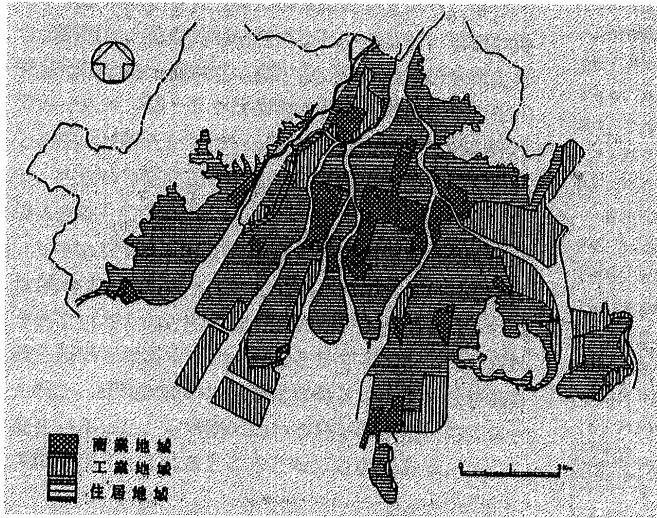


図4 広島都市計画地域図(昭和15年)

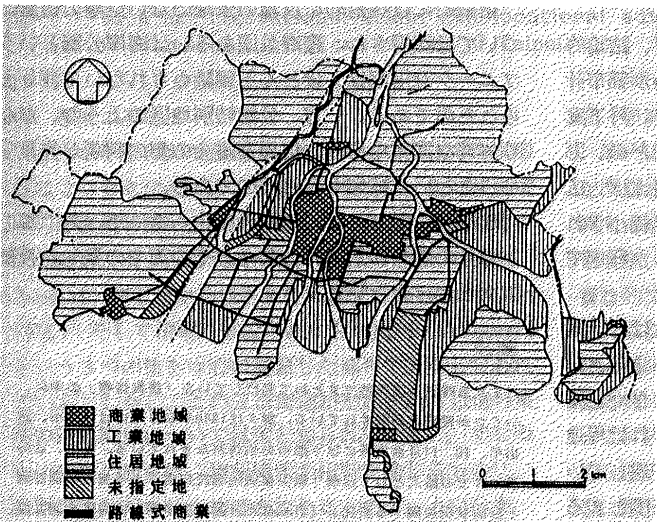


図5 広島特別都市計画地域図(昭和24年)

6. 結び

以上より、広島復興都市計画と丹下健三の関連について考察を試みた。その結果、戦災復興院の囑託制度によって派遣された丹下らは、広島において土地利用計画の策定に携わったが、既に戦災復興計画の街路計画や公園緑地計画の大綱が決定されていた場合、その役割が限定的なものとなった。それでも敢て積極的な提案を行おうとする時、地元の関係者と軋轢も生じ、提案に対して反発も多かった。広島においては、広島市復興審議会が復興計画について、かなりの密度で議論を進めていたので、囑託制度が復興計画に対する横槍のような受け取られ方もした。囑託の側がそれほど意欲的に取り組んだ結果ともいえるかもしれない。結果的には技術的に反論の余地のない空港の位置については採用され、臨海公園あるいは河岸公園という比較的ユニークな提案は、ほとんど議論もされないで葬り去られたのである。一方、公館特別地区のような、かなり無理な

提案もあり、復興審議会の側の判断が無難であったという結末もみせるのである。ここで、地域制に関しては、情勢の変化もあって、丹下案のかなりの部分が入り入れられた。その面での果たした役割は大きかったといえよう。

【謝辞】:

本論文をまとめるにあたり、広島県史編集グループから貴重な情報を提供していただいた。なお、東京大学教授藤森照信先生、京都大学助教授布野修司先生からは貴重な教示をいただいた。記して深謝申し上げます。

【注】:

- 1) 丹下健三は日本を代表する建築家として世界的にも良く知られている。大東亜建設記念賞設計画(1942年)、在盤谷日本文化会館設計画(1943年)とあわせて戦後設計に一等入選を果たし、既に戦中期にその名を馳せていた丹下健三の戦後第一作、というより実質上のデビュー作が広島平和記念公園設計画である。戦後まもなく各都市で復興計画が行われるのであるが、平和記念公園の設計を核とする広島設計はその象徴である。広島平和公園設計戦後注目されて1951年7月CIAM第8回大会に出席し、平和記念公園設計を世界に知らせ、日本近代建築の確立に大きな役割を果たした建築家、そして図書印刷原町工場(1955年)、東京都庁舎(1957年)、香川県庁舎(1958年)、山梨文化会館(1966年)等々、名作の数は限りない。時代を画する作品を次々と発表し、少なくとも1970年代の大転機までは日本の建築家をリードし続けた、筋力もない戦後建築の第一人者である。それどころか、近代日本の生んだ最初の、そして今のところ最大の国際的建築家であり、海外の作品も多く、日本建築の水準を世界に知らしめるに多大の貢献をなした建築家、といった丹下健三像である。
- 2) 資料としては、「広島市土地利用計画説明要旨」、広島市復興審議会議事録、同議事速記録、新聞情報等を参考とし、関係者へのヒアリングの調査を根拠とする。
- 3) 本稿で丹下案というのは、囑託による丹下グループが提案したもので、その作業分担等については今の段階では不詳であり、あくまでも丹下健三一人の提案とは言い難いが、そのグループの代表者であることによって本稿では丹下案として称する。土地利用計画と称されるものも、主要な施設配置や地区の性格分類といった具体的な提案と、地裁制の制度に基づく提案とに二分される。以下後者の側面についても提案されたものを丹下案として考察することにした。
- 4) 「広島県史近代現代資料編」(広島県発行 1975年) P1053-1058 に再録されている。元本は、社団法人広島商工会議所業務部調査課のゴム印が押され、その後、県史編集室で「陽田義彦文書」とされた。ただし現在その所在が確認できず、その複製のみが広島県情報プラザ内の広島県文書館に保管され、公開されている。
- 5) 李明、石丸紀興「終戦直後の広島における戦後設計事務所活動について—戦前・戦後の広島における建築家の活動とその役割に関する研究—」日本建築学会計画系論文集第537号 2000年11月 P311-318。石丸紀興、「都市形成と都市景観の姿貌—広島への歩んだ一世記」広島市公文書館系要、平成2年、第13号 P1-36。などがある。石丸紀興、李明「建築家増田清の経歴と広島における建築活動について」日本建築学会計画系論文集第525号 1999年11月 P327-334。李明、石丸紀興「広島通信診療所の建築について」日本建築学会計画系論文集第540号 2001年2月 P307-314。
- 6) 丹下健三「広島設計(1946-1953) —とくにその平和会館の建設過程」新建築 1954年1月号。「広島国際会議場」SD9105、P26-35。「広島国際平和文化会館」SD8704、P118-121。「記念陳列館・広島平和会館のための実施計画」国際建築 1951年9月号。「広島設計/平和都市の建設」国際建築 1950年4月号など。中真己「現代建築家の思想/丹下健三論」第5章 広島、(「建築」1964年2月号、1964年6月号、1964年7月号、1965年3月号、6月、7月、8月、12月号) に連載されている。しかし、丹下健三による復興計画の具体的提案の検討や用途地域制に関わる丹下健三案の役割については、ほとんど研究されていない。
- 7) 「戦災復興誌第1巻計画事業編」(建設省編、都市計画協会、昭和34年)によれば、罹災面積363万坪、罹災kosuu満7860戸と記されている。その他種々の被害データがあるが省略する。
- 8) この制度については、小宮賢一が「近代日本建築学発達史」(丸善、昭和47年)の「6編都市計画、11章戦災復興」(1105頁)に記述されている。
- 9) 丹下は「出会い—わか師わか道」(広島テレビ放送発行、1987年)の中で「私は喜んで「広島再建のためにお役に立ちたい。」と…広島に参りました。原爆に遭った翌年、1946年の春だったと思います。」(P. 100)と述べているが、春は前橋市、伊勢崎市に派遣されており、広島と勘違いされている可能性がある。
- 10) 元広島市復興局職員小野勝によると「元広島市長で市復興審議会会長の藤田若水が、愛媛県出身という同郷の縁で、夏休みに丹下先生を呼んだらいい。」と記憶されている。今のところこれを立証する資料が見当たらない。
- 11) ハワイ帰りとも、弁護士とも言われる渡辺滋は、広島に在住した短期日の間に、多くの構想を残している。しかし、これらの構想がその後十分に生かされたとは言えない。丹下健三「広島設計(1946-1953) —とくにその平和会館の建設過程」新建築 1954年1月号1-6頁。
- 12) 丹下健三「広島設計(1946-1953) —とくにその平和会館の建設過程」新建築 1954年1月号1-6頁。
- 13) 丹下健三「広島設計(1946-1953) —とくにその平和会館の建設過程」新建築 1954年1月号1-6頁。
- 14) 英文による注として、「Hiroshima City Planning, Road and Park: Planning by Reconstruction Dept. Hiroshima City and Civil Engineering Dept. Hiroshima Prefecture Partially by K. Tange and Ass. Land Use: Planned by K. Tange and Ass.」とある。これは、1950年1月号の国際建築の記述よりも若干異なり、武グループの関わりが明記されていないことが目を引く。

(2001年7月10日原稿受理、2002年4月19日採用決定)